

2025年12月議会

一般質問原稿（合体）／中西智子

市民クラブの中西智子です。

2項目について、一般質問をいたします。

- 1) 生涯学習分野の市長部局へ移管後の図書館運営と取組みについて
 - 2) 災害時の個別避難計画について
-

1) 1項目目に、生涯学習分野の市長部局へ移管後の図書館運営と取組みについて、お聞きします。

生涯学習分野の移管に伴い、現状や移管の意義について議論されてきたところです。そこで、この一般質問では図書館に焦点を定め、提案と併せて議論していきたいと考えます。

① ー 1

1点目に、現状の箕面市立図書館の評価と課題について質問いたします。

2018年12月、中央教育審議会は、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という答申において、「地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されている」こと、また「公民館や図書館などの社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められている」ことなど、社会教育の役割強化と社会教育施設の拠点的機能の明確化、制度的・運営的な工夫、関係者の連携強化について提言がありました。人口減少や少子超高齢社会とともに、人びとの多様化に応じたまちづくりに備えたものであり、住民参加型の地域づくり・住民のつながりづくり・学びの拠点・防災拠点などとして果たすべき多様な機能が喫緊の課題として位置づけられていました。

そこで、この中教審答申に沿って、箕面市立図書館において取り組まれたこと

について、具体的にお示しください。

<答弁>

ただいまの中西議員のご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「図書館における社会教育の役割強化と社会教育施設の拠点的機能の強化の取り組み」についてですが、平成30年12月の中央教育審議会の答申では、図書館に期待される役割として、「人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割の強化とともに、他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、レファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められ、さらにまちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。」と提言されています。

箕面市立図書館は、図書館法に規定される目的を達成し社会教育施設としての役割を担い、市民の教養、調査研究等に資するため、昭和41年の開館以来、図書や視聴覚教育の資料その他必要な資料の貸し出しのほか、読書推進のための多様な企画、レファレンスサービスなどの充実に努めてきました。特に平成23年(2011年)には、箕面市知の拠点づくりアクションプランを策定し、図書館を知の拠点と位置づけ、業務の効率化による図書館サービスの充実への取り組みとして、翌年のICタグシステムの導入や、本の自動貸出や自動返却の実施により図書館利用者の利便性の向上を図ってまいりました。加えて平成27年(2015年)には、中央図書館をリニューアルし、飲食が可能なくつろぎスペースやウッドデッキテラスを設置し、朝の開館時間を早めるなど、親子連れの方など多様な世代の市民が、気軽に利用していただける魅力のある図書館運営を行ってきました。また、中教審答申後の平成30年(2018年)以降についても、令和3年(2021年)に東図書館も同様のリニューアルを行い、同じく同年に開館した箕面市立船場図書館は、大阪大学が指定管理を受託することで、気軽に専門書に触れができる大学図書館機能を有し、また他館が休館日である月曜日も開館し平日も午前9時から午後8時まで開館しており、船場阪大前駅直結の利便性が高い図書館です。

また中央図書館では、令和3年の電子図書館サービスの開始にあわせて、「は

じめてのスマートフォン講座」を開催し、開始以降夏休みを除き毎月実施しており、昨年度は延べ 107 人が参加されるなど、デジタル機器の利用が苦手なかたへの支援や新たな学習のきっかけの場となるよう図書館の運営を広げてきています。

このように、図書館は図書、雑誌、新聞、インターネット上の情報などを提供することで、市民が自由に生涯にわたって学習できる場であるとともに、絵本の読み聞かせや紙芝居の実演、視覚障害のかたなどへの対面朗読などでは地域の状況に応じた各種サービスを提供し、市民ボランティアや市民団体の活躍の場ともなるよう運営してきています。また、複合施設において指定管理者とも円滑な連携を行い、施設の設置目的に沿った行事の開催や本の展示など、地域活動の支援や充実をはかっています。これらの活動は平成 30 年の中教審答申が示した、地域における社会教育の目指すもの、「社会教育」を基盤とした・ひとつづくり・つながりづくり・地域づくりのポイントの一つである「誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組」に沿うものであると考えます。

以上でございます。

①－2

今後、生涯学習分野において、またそのなかの図書館について、市長部局への移管における「さらなる深化」に向けた課題について、市がどのように総括されたのか、お聞きいたします。（要答弁）

<答弁>

「今後の生涯学習分野について、そのなかの図書館についてさらなる深化にむけた課題を市はどのように総括したのか」について、ご答弁いたします。

教育委員会の生涯学習分野では、これまで長年にわたり大切に培われてきた多くの事業があり、現在の豊かな文化都市を支える基盤として、まちづくりを支える魅力ある取り組みを行ってきており、具体的には、図書館や生涯学習センターを活用した情操教育や歴史・文化・芸術・自然などに関する講座や体験学習の継

続的な実施など、多様な学びの機会を提供してきました。

今後も、図書館については、本をきっかけに、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設として、本に親しむ機会となる行事や展示、親子や保護者どうしの居場所となる空間づくりなど、より親しみやすい生涯学習の場となるよう取り組みを充実してまいります。

以上でございます。

さきほど、箕面市立図書館において取り組まれてきたことを、いろいろとご答弁いただきましたが、例えば視覚障害者への対面朗読については、ボランティア団体さんが尽力されていますが、中央図書館の朗読室は声が外に漏れるという防音上の課題や、船場図書館の設備は良いけれども、利用者の交通の便やボランティアが駐車場を利用する際の減免がないといった課題、視覚障害者へのサービスに関する広報・周知をもっと充実させるという必要性や、当事者を朗読室まで誘導する支援などと併せて、ボランティア任せになっているといった指摘も聞いております。また、ボランティア人材の育成なども課題ではないでしょうか。

① - 3

三点目に、新箕面市生涯学習指針について、お聞きします。

2022年から2024年までの生涯学習指針には、「自治会活動やPTA活動などの社会教育の場を通じて、大人が地域交流のあるまちづくりに積極的に携われるよう情報提供や支援をし、市民の参画を推進する。」と記載されていました。しかし、新生涯学習指針には、「府内で所管する事業間相互の情報共有をはかり、自治会活動やPTA活動などで行う社会教育の場を通じて、市民が地域交流のあるまちづくりに積極的に携われる等情報を分かちあい市民ニーズを活かした生涯学習事業を進めます。」となっています。何故、新指針では文言を変える必要があったのでしょうか。従来の指針は、シンプルで分かり易く、市が社会教育団体に情報提供や支援を行うことで、市民の参画を推し進めることがよく伝わってきます。しかし新指針では、市の「情報提供や支援」の部分が、「事業間相互の情報共有」という文言になり、また誰と誰とが「情報を分かちあう」のかとても分かり

づらくなっています。そして「市民への支援」「市民の参画を推進する」という部分が消えています。何が主語なのかも分かりづらい文章に、何故、変えたのでしょうか。このような提案をおこなった事務局の積極的意図を教えてください。また、社会教育委員会議では、この件についてどのような議論がなされたのか、説明をお願いいたします。

なお、従来の指針に示されていた、市から社会教育団体に対し「情報提供や支援をし、市民の参画を推進する」ことは、今後も市の方針として、変わらないという理解でよいのか、念のため、確認をさせていただきたいので、ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「箕面市生涯学習指針 2025－2028 の文言変更」について、ご答弁いたします。箕面市では、これまで本市の生涯学習に関する基本方向について「箕面市生涯学習指針 2022－2024」を策定し、「知りたい、学びたい」「深めたい、活かしたい」「つなげたい、広げたい、協働したい」「支援・推進してほしい」の4つの観点で市民ニーズを分類し、各ニーズに対応する生涯学習施策を展開してきました。今般の指針の策定に関しては、生涯学習審議会・社会教育委員会議での合同開催のご意見を踏まえて、事務局案を作成し、ご意見をいただきながら作成しました。議員ご指摘の「情報提供や支援をし、市民の参画を推進する。」の箇所では、情報提供する種類や内容が分かりにくいとの審議会委員のご指摘から、「府内で所管する事業」を関係各課で「相互」に情報共有し、行政が一体となって社会教育の場を通じて市民を支援することで生涯学習を推進していく意図を表現したものです。

また、「市民への支援」「市民の参画を推進する」の文言については、次の項目において「市民や地域団体等と協働し、ネットワークを広げ、持続可能な市民活動を促進する」と記載しており、市が生涯学習施策を進めるという同じ趣旨で、限られた文面の中で簡潔にまとめるため、現行の表現になったものです。次に、社会教育委員会議でどのような議論があったかについてですが、生涯学習指針の策定にあたって、先に述べた4つの観点でニーズを分類し、現状に即した各ニーズに対応する生涯学習の方針を事務局案として提示しました。この事務局

の提示案に対して、「市民やNPO、その他地域で活動する団体との協働」や「市民活動の促進、自治会活動やPTA活動といった表現は残すべきであるといった意見」や、「ボランティア活動は広く社会教育にとって必要である。」といったご意見を頂戴し、現行の指針が策定されており、従来の指針に示していた、市が市民に対し、「情報提供や支援をし、市民の参画を推進する」ことについての市の方針は何ら変わるものではありません。

以上でございます。

ありがとうございます。市民協働や情報提供と市民参画を進めようという市の方針は変わらない。ということを確認させていただきました。

② - 1

2点目に、「生涯学習のさらなる振興」と図書館について お聞きします。

このたびの、生涯学習分野の市長部局への移管案を受けて、総務室の室長と関係室長が、9月に7つの社会教育団体及び審議会など生涯学習に関係する5つの付属機関に対して説明、意見聴取をおこなわれたとのことです。各協会、団体からはどのような質問や意見を受けたのか、具体にお示しください。また、それに対して市と、どのような議論になったのか、についてご答弁ください。

<答弁>

「市長部局への移管についての団体からの意見」について、ご答弁いたします。社会教育関係団体等への説明と意見聴取については、令和7年9月1日から10月6日の間に、社会教育関係団体7団体と、関係する5つの附属機関を構成する団体に対し、今回の機構改革の考え方について説明し、質問や意見を聴取しました。主な質問としては、「市長部局へ移管する際のメリット・デメリットは何か」、「移管後、各団体の活動や、これまでの担当室との関係への影響」、「市長部局の組織体制や、移管後の市民への影響」、「関係法令の整備状況や経過」、「青少年育成室や部活動の地域展開の所管」が挙げられます。また、「市長が生涯学習に力を入れて移管後に良くなれば賛成。仮に市長が交代した場合、事業や施設の機能縮小

が懸念されるようなことが無いようにお願いする」や、「教育委員会や学校との連携が今後も円滑に進むことを期待する」、「コロナ禍以降の地域が変化した状況を踏まえ、自治会や若い住民との生涯学習の各種事業などにも関わってもらって、地域活動が盛んになるよう期待する」、「移管により事業の自由度や教育委員会との連携が高まるなら賛成」といった肯定的な意見を頂戴しました。

また、12月4日に開催された社会教育委員会議の中で議長である大和大学野崎教授より、「生涯学習部門の市長部局への移行は、全国的に多くの自治体が先行して実施している」という意見がありました。また、本市の人口増加の現状にも触れ、「昨今の少子高齢化の社会の中で、ありえないくらいすごいことであるが、人口が減りだしてから対策するのでは遅いので、今のうちからいかに箕面はずっと住んでもらえるか対策しておく必要があるので、将来にわたって持続可能な市をめざしてやっていくということを生涯学習・社会教育の観点から考えていく必要がある」との意見を頂戴しました。

本市としましては、社会教育関係団体等からいただいたご意見を参考にしながら、移管後も教育委員会と市が意見交換し連携していく仕組みを整え、図書館に関する、学校図書館と公共図書館は、ともに子どもの読書活動の推進に向けて、これまでどおり「箕面・世界子どもの本アカデミー賞」をはじめ、様々な催しや学習会などを通じ、引き続き関係部局や関係団体との連携を深め強化しながら生涯学習に関する様々な取組を行っていくことをご説明しました。

以上でございます。

ただ今のご答弁にもありました、移管後に、市と教育委員会がしっかりと連携できるように、定期的に情報共有や意見交換できる場が重要になってくると思います。

②-2

移管の目的は、生涯学習の充実と行政分野との一体的なまちづくりにある、とのことです。具体的にどのような推進体制を検討されているのでしょうか。これまでと、何がどのように変わるのが、また教育委員会との連携体制も含めて具体

にお示しください。

<答弁>

「具体的な推進体制とこれまでとの違い、教育委員会との連携体制」について、ご答弁いたします。

図書館を含む複合施設である生涯学習センターや多文化交流センター、人権文化センターを所管する部署が一体となって人権文化部として設置されるため、生涯学習の具体的な推進体制が特に変わるものではありません。

移管によりすぐさま市民サービスが変わるものではなく、移管は、今後の事業の充実や検討に際し、まちづくりや福祉等とより一体的に進め、より魅力のあるまちづくりを進めていく上での体制づくりであると認識しています。

教育委員会との連携体制については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や社会教育法により教育委員会の関与が規定されており、これに基づき、生涯学習審議会、総合教育会議等を通じ、教育委員会との連携や情報共有を密にし連携していきます。また、条例改正や予算要望等、重要な案件については教育委員会の意見を聴取する場を設けることとなります。

以上でございます。

縦割り行政ではなく、横断的な事業運営ができる、ということを期待したいと思います。

②-3

世界的に評価されているニューヨーク図書館は、公共とは何か、つまり社会を支える民主主義とは何かを実直に取組んでいます。

知の拠点として、また市の政策と連動して図書館がデジタル格差解消を中心的に担っています。さらに、地域のコミュニティーセンターの役割も担いながら、移民向けの学習会、子どもの読み聞かせや学習支援、履歴書作成やパソコンスキル講習などの就労支援、福祉サービス窓口とのつなぎを行う困窮者支援などをはじめ、生涯学習の基盤であるとともに、地域課題からサービス設計をおこなって

いるといわれています。

これからの図書館は、単なる「本の貸し出し場所」から、地域課題解決の拠点、学びと交流のハブ、住民参加や行政・他機関との連携を強化した、サービスを提供していくことが求められています。

図書館は社会的ハブ（拠点）として、社会的包摶を促進し、多様なサービスの提供の場として、地域の課題解決にむけた連携に取組むことが大切ではないでしょうか。例えば、川崎市では、生涯学習施設（市民館）と図書館、国際交流センターが連携していますし、横浜市は「横浜市図書館ビジョン」に基づき、市民参加で取組んでいると聞いています。

箕面市では、現在、例えば箕面船場阪大前図書館は、大阪大学外国語学部との連携を活かしたどのような独自の取組みが行われているでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「大阪大学との連携を活かした取り組み」について、ご答弁いたします。船場図書館は、計画的な船場のまちづくりのなかで、国立大学法人大阪大学による指定管理の手法を用いた運営をすることとしたもので、開館以来毎年、大阪大学外国語学部の教員・学生が研究・学びの成果を市民に伝える外国文化・日本文化を紹介する魅力あるイベントを多数開催しています。また、箕面市国際交流協会との連携により多文化紹介のイベントの開催や、国際交流協会並びに大阪大学大学院の複言語・複文化共存社会研究センターとの協働により、外国にルーツを持つ子どもたちの日本語・学習サポートを実施しています。

また、その他、船場まちづくり協議会や市内NPOとの協力・連携でワークショップを多数開催するなど、船場地域の生涯学習の振興に大きく資する運営を行っています。

以上でございます。

② - 4

現在、市直営である中央図書館は、市内公立図書館の統括・連絡調整を行い、

地域住民への図書・資料の提供、講演会・おはなし会などの読書活動支援、障害者サービス、郷土資料の収集・提供など多岐にわたる役割を担う総合図書館として、地域コミュニティの交流拠点や、生涯学習の支援拠点としての機能も持ち合せています。

しかし、これらの機能の充実・強化策については、もっと期待できるのではないでしょうか。（図書館・学セン・市民・関係団体・大学・行政との協働＝市民参画、市民活動、多文化支援） 例えば、中央図書館が統括しつつ、生涯学習施設の活用とともに箕面阪大前図書館のポテンシャルを活かして、大阪大学外国語学部の学生や、地域住民、MAFGA や NPO、行政らと連携した事業展開がさらに可能ではないかと考えます。地域の活性化や防災、多様な子ども・市民への支援の取組みをはじめ、住民参加と協働、共生のまちづくりに向けた方向性について、市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

「地域の活性化や防災、多様な子ども・市民支援、住民参加と協働、共生のまちづくり」について、ご答弁いたします。

船場図書館は、船場生涯学習センターとの複合施設としての機能を有しており、大阪大学外国語学部の学生が外国の文化や、外国の絵本を読み聞かせするなど、地域住民と連携したイベントを開催したり、生涯学習センターで開催する講座に関する図書の企画展示を行ったり、図書館職員が講師となって、図書館情報の検索や利用のコツなどをテーマに講座を開催するなど、豊富な人材、リソース、キャンパスの地域性を活かし、地域の活性化や住民参加などに繋がる様々な取り組みを行っています。

中央図書館に関しても同様に、中央生涯学習センターとの複合機能を有している魅力のある施設として、船場図書館の取り組みを参考に、今後、まちづくりや健康づくりなどの行政各所管との連携を深め、地域のニーズや地域が抱える課題なども共有しながら、様々な取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

図書館・生涯学習センターと大学、行政、多文化交流センター（MAFGA）、学校や地域コミュニティなどとの協働が考えられます。例えばですが、今市内で増えつつある外国にルーツのある子どもたちにとって、日本での暮らしは、言葉、制度、文化の違いなどがあり、教育現場だけでなく、保護者への支援もたいへん重要になっています。さきほどのご答弁にもありました、「大阪大学ふくふくセンター」では、日本社会における社会的不平等、異文化間衝突、言語間格差といった社会課題の改善や、異文化間の対話と相互理解を深める架け橋となる学生の育成、そして学生、地域、関係団体等の各現場が協働して課題解決にとりくむ環境の醸成を目的に活動されています。今後も図書館が拠点となって現在の取り組みをさらに発展させることができるのでないでしょうか。ぜひ、ご検討ください。要望いたしまして、1項目目の質問を終わります。

ありがとうございました。

2) 2項目目に、災害時の個別避難計画について、お聞きします。

防災と保健・福祉の連携による避難行動要支援者のための個別避難計画作成の取組みは、“誰ひとり取り残さない防災と地域共生社会を目指す取り組みである”という観点から質問いたします。

個別避難計画の作成は、2025年1月時点では、災害危険度の高いハザードエリアにお住まいの障害者・高齢者を中心に、計画作成を進め、優先度の高い対象者60名のうち、17名の方は2024年度に作成済であり、2025年度は、新規20名の計画作成が目標とのことでした。

そして、その際の課題や成果を踏まえた上で、今後の「どのような進め方をするか」「地区防災委員会との連携はどうか」などを検討する、ということになりました。

また「箕面市地域防災計画」のなかにも、個別避難計画の作成については、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画を作成することが記されています。そこ

で、

① - I

1点目に、個別避難計画にかかる箕面市の今年度の進捗状況と課題についてお聞きします。

箕面市では災害時に自力での避難が困難で、円滑・迅速な避難のために特別な支援が必要な人たちの「要安否確認者名簿」と「避難行動要支援者名簿」を整理し、**避難行動要支援者名簿**として一本化することで、基礎名簿は災害時に使用、同意者名簿は平時から使用するものとなりました。

自力での避難が困難な人たちとは、要介護認定者、身体・療育・精神障害者手帳所持者、75歳以上の高齢者、妊婦、2歳未満の乳幼児、難病患者などと定義されています。市は、昨年度からこの名簿の要件に該当するかたに、ちらしとともに同意確認書を発送し、基礎名簿への登載と平時の利用についての意思確認を行うとのことでした。そして今年度からは新しい基準に基づいた名簿が作成されていることと思います。

そこで、チラシと同意確認書の発送件数、基礎名簿への登載者数および、平時の利用に同意されたかたの累計数をお教えください。

また、この平時の同意書に同意する、と回答された方が、個別避難計画作成の対象者であると考えたらよいでしょうか。（要ご答弁）

計画の作成について、今年度は、（現時点で）どの地域の、どのような方へ、何件作成されたのでしょうか。また、年度中の見通しについてもお願いします。

また、そのうち家族のみで作成されたものと、地域や福祉関連団体、市などと協働で作成されたものは、それぞれ何件でしょうか。

さらに全対象者への個別避難計画作成に関する説明は、どのように行われているのでしょうか。

なお昨年度、計画作成が完了したハザードエリアのかたがたには、レッドゾーンだけでなく、イエローゾーン地域にお住まいの方も含まれていると考えてよいでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成等」について、ご答弁いたします。

令和 6 年度、避難行動要支援者名簿の一本化をふまえつつ、対象要件に該当するかた 4,269 名に対し、同名簿の平常時利用に関する同意確認書及びチラシを発送しました。このうち、1,570 名から同意を得て、同意者名簿に登載し、また、同意を必要としない基礎名簿については、発送対象者から、転出や死亡、施設入所等により対象要件に該当しなくなったかたを除き、計 3,810 名を登載しました。

なお、同意確認書は同意の有無にかかわらず、基礎名簿登載者全員から回答いただくこととしており、返送されない方に対しては、毎年 1 回、合計 3 回まで同意確認書を送付し、回答を依頼する予定です。

個別避難計画については、基礎名簿に登載された 3,810 名が作成対象ですが、避難支援が必要な個別状況を地域の関係者と共有するケースも想定されることから、市としてはまず、同意者名簿の登載者を対象として、作成を進めています。

これまでの作成状況としては、ハザードエリア内にお住まいで人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方、またはハザードエリアのレッドゾーンにお住まいの方 60 名を個別避難計画の優先作成対象者とし、令和 5 年度に個別避難計画の様式及び同意書を送付し、同意のあった 17 名について計画を作成したほか、令和 6 年度にかけて追加の状況確認を行ったところ、改めて 1 名から同意を得たため、担当ケアマネジャーと情報共有しながら計画作成を進めているところです。

なお、今年度は、令和 8 年 2 月に稼働する新たな要支援者支援システムを活用して計画作成を進めるため、現時点では未作成ですが、今後、ハザードエリアにお住まいの独居のかたで、要介護 3 以上のかた等を対象に個別避難計画の様式及び同意書を送付予定です。

作成済みの個別避難計画 17 件のうち、ご家族等で作成されたものは 12 件で、残り 5 件は、モデルケースとして、市職員がケアマネジャーなどの支援者とともにご自宅を訪問し、計画作成支援を行ったものです。

個別避難計画の対象者への説明は、対象者に個別避難計画の様式及び同意書を送付する際、その通知文において、個別避難計画の目的や概要、関係機関や関係者への情報提供について説明し、記入例も同封しているほか、別途、問い合わせをいただいた場合は、丁寧な説明を心がけ、対応しています。

今後、対象者に順次送付を行う際にも、わかりやすい説明の工夫や市ホームページ、もみじだより等を活用した周知広報を行う予定です。

なお、これまでに計画作成が完了した方は、先の答弁のとおり、「ハザードエリア内にお住まいで人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方」または「ハザードエリアのレッドゾーンにお住まいの方」のうち、計画作成の同意を得られた方で、「イエローノーンにお住まいで医療的ケアが必要でない方」は含まれていません。今後、順次送付を行い、計画作成を進める予定です。

以上でございます。

今後、広報とともに、順次計画作成を進めていく予定とのことです。

① - 2

今年度は新規 20 件の計画作成を目標とし、要支援者支援システムを活用して対象者情報の管理と名簿作成を進め、より多くの対象者の個別避難計画作成に向けた取組みを行う、とのことでした。それらの具体的な進捗状況についてお示しください。そして作成支援ができるシステムとは、具体的にどのようなものなのかについても、併せてお示しください。

また個別避難計画作成についての流れはどのようにになっているでしょうか。説明をお願いいたします。

<答弁>

「今年度の個別避難計画作成の進捗状況」について、ご答弁いたします。

本年 5 月に要支援者支援システム導入に係る入札を実施し、現在、事業者と様式等にかかる協議・調整を進めており、令和 8 年 2 月にシステムを稼働する予定です。

同システムの具体的な機能としては、住民情報システム、障害福祉システム及び介護保険システムとデータ連携を行い、作成された個人台帳で保有する各種情報を個別避難計画の様式に自動的に反映して出力できることに加え、GIS 機能を活用し、対象者の住所や避難所の位置情報、及び避難ルートを計画上の地図に反映させることが可能となり、個別避難計画の作成にかかる本人・家族等の作業を

軽減できる見込みです。

これにより、個別避難計画の様式に、氏名、住所、要介護認定情報や障害者手帳情報等の対象者情報を反映して出力することが可能となることから、令和8年3月以降に順次、あらかじめ対象者情報を記載した個別避難計画の様式及び同意書を送付する予定であり、今年度はまず、ハザードエリアにお住まいの独居のかたで、要介護3以上のかた等、約200名を対象に送付する予定です。

計画策定に至る具体的な流れとしては、市から個別避難計画の様式及び同意書を送付し、受領された対象者本人または家族等の支援者が必要事項を記入のうえ、市へ返送いただき、市は、受領した計画の必須事項の記載漏れ等の確認、追記等を行います。

以上でございます。

今年度末から、200名の対象者に送付し、いよいよ本格的に進みだす、といふことで確認しました。

①－3

次に、個別避難計画の市民の認知度について、どのように捉えておられるのか、お聞きします。（要ご答弁）計画作成は、当事者や家族が作成の目的や内容について、きちんと理解していかなければ、地域の方々へ支援を呼びかけることは難しいのではないかと考えます。広報や市民への周知はどのように行われているのでしょうか。（要ご答弁）また、もっと市民への理解を深めるために、今後何が必要であるとお考えでしょうか。（要ご答弁）

またこの間、個別避難計画作成事業を進めてこられてどのような課題があつたかについても、委託先とのふりかえりや総括と併せて、ご答弁をお願いいたします。

＜答弁＞

「個別避難計画の認知度と作成における課題」について、ご答弁いたします。個別避難計画については、令和3年5月の災害対策基本法改正以後、市民全般

の認知度はまだまだ向上する余地がある一方で、障害者関係団体等においては、関心が高まっていると感じています。

市としては、これまで、優先作成対象者への対応から段階的に取り組んできたため、対外的な説明等は、関係機関である箕面市居宅介護支援事業者向け説明会や、箕面市自立支援協議会相談支援部会等での説明と協力依頼に留まっていました。しかし、来年2月の「要支援者支援システム」稼働後、本格的に計画作成を進めるにあたっては、地域の理解と協力を得ることが重要であると考えており、市ホームページやもみじだより等を通じた周知啓発のほか、同意者名簿の提供先である民生委員・児童委員、地区福祉会、地区防災委員会等の関係団体等に対し、説明等を行っていきたいと考えています。

なお、これまでの個別避難計画作成上の課題としては、記載項目が多く、作成者の負担感が大きいことが挙げられるが、「要支援者支援システム」の導入により、市が把握している情報を自動的に反映することが可能となり、一定、負担感は軽減される見込みです。

その他、本人や家族だけでは避難が難しく、地域による避難支援を希望するかたについては、個別の計画作成を進める中で、関係機関等との情報共有・連携を図りつつ、対応を検討してまいります。

なお、計画作成にかかるケアマネ事業所等への委託については、対象となるケースが発生しなかったため実績がなく、現時点で課題はありません。

以上でございます。

② - 1

2点目に、先進市の事例について 質問いたします。

内閣府は、過去の災害において高齢者や障害者等が被害に遭うことが多いことに着目し、2021年には、市区町村において個別避難計画作成が努力義務となり、同時に、誰一人取り残さないよう、災害対策基本法に規定を新設し個別避難計画が作成されてない人についても必要な配慮をするものとされました。

個別避難計画の効果等については、2018年の台風第19号では、個別避難計画に沿って避難が実施され、避難行動要支援者本人からは、余裕を持って避難でき、

安心だったなどの声がありました。一方で、2019年7月豪雨では、個別避難計画が作成されていたものの亡くなられたケースがあり、個別避難計画の実効性を確保することが重要であることが分かりました。2022年台風第14号では、個別避難計画の作成を通じて事前に決めていた福祉避難所に円滑に避難する事例が得られた、とのことです。

内閣府のサブワーキンググループでの議論では、個別避難計画の作成の普及のため、人材の確保と育成を支援する仕組みづくりやモデル地区を設定した取り組みを実施し検証することに重点が置かれました。

このため内閣府では、個別避難計画作成モデル事業を実施して全国に展開し、効果的・効率的な作成プロセス・作成ノウハウを共有することにより、実効性のある要支援者の避難ができるよう、個別避難計画の全国的な作成推進を図ることとしました。

モデル事業の報告書には個別避難計画は、作成すること自体が目的ではなく、作成するまでの過程により、人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、命を守るため、実効性ある避難支援につなげることが大切であること、個別避難計画の作成を通じて、健康な高齢者も含めて、「年を取っても大丈夫」という社会を皆でつくり、地域共生社会づくりにつなげていただくことを期待する、と綴られており、まったくその通りだと思います。

そこで、個別避難計画モデル事業で、先進的事例と位置付けられている他市の取組みについてお聞きします。

高島市では、「個別避難計画作成手順書」のなかで、作成の趣旨や、作成の標準的な取組みフロー、個別避難計画の様式、具体的な業務について、カラー刷りでイラストや写真を交えながら、分かりやすい説明が為されています。風水害や地震災害、原子力災害時など個々の災害別にフローチャート例が示されており、災害時のリアルな想定がしやすいように工夫されています。さらに、避難先のマップ例や自宅の見取り図例、ご本人のケアマニュアル、各種の資料の他、モデル事業の紹介とその成果なども記載されています。

また広島市においても個別避難計画作成や避難訓練の実施事例集において、さまざまな作成事例とともに、避難所への移動訓練実施に関する事例も掲載されていて、非常に参考になります。

このような広島市や高島市のような取組みについて、どのように評価されるのか、市の考え方をお聞かせください。

<答弁>

「先進市の取組に対する市の考え方」について、ご答弁いたします。広島市及び滋賀県高島市は、内閣府が実施した令和3年度個別避難計画作成モデル事業の実施市町村34団体のうちの2団体であり、個別避難計画の作成プロセスにおいて、各地域の実情に応じた取組を実施された一例と認識しています。紹介のあった高島市の「個別避難計画作成手順書」や広島市の「実施事例集」では、個別避難計画の作成者が具体的にイメージしやすいよう工夫されており、今後、本市が対象者向けのチラシや記入例を作成するにあたり、参考例の一つとしたいと考えています。

また、広島市による計画策定後の個別避難訓練については、本市では毎年1月の全市一斉総合防災訓練において、各家庭による避難経路の確認等を呼びかけており、今後、個別避難計画の作成を進める約1,600名についても、状況に応じて参加されるよう、引き続き広く呼びかけてまいります。

以上でございます。

是非、よろしくお願ひいたします。

③ーⅠ

3点目に、今後の取り組みについて お聞きします。

レッドゾーンだけでなく、家のなかで垂直避難を行う場合には、例えば寝たきりの人の場合は、複数の支援が必要です。今後の作成対象者の優先順位や、来年度及び中期的な進め方について、お聞かせください。また優先順位はどのような手法で行うのかについてもご答弁をお願いします。因みに、高島市は相談支援専門員が、チェックシートを用いて取り組んでいます。

その際に、先ほどの質問でも紹介しましたが、高島市は「個別避難計画作成手順書」、広島市「個別避難計画作成および避難訓練実施に関する事例集」、東大阪

市では「個別避難計画作成支援マニュアル」などを作成しています。これらの市ホームページへの掲載や、説明会などを重ねることで、広く市民に対し、この計画作成の重要性や手順などを周知していくことが大切だと考えますが、いかがでしょうか。（要ご答弁）防災と保健・福祉の連携で、地域共生社会を構築していくことについての、市の見解と覚悟を伺うものです。

＜答弁＞

「今後の作成対象者の優先順位や来年度及び中期的な進め方等」について、ご回答いたします。

先の答弁と一部重なりますが、本市では、まずは避難行動要支援者名簿で平常時の利用に同意されたかた約1,600名について、今後、令和7年度から3年間を目標に、順次作成を進める予定です。

作成の優先順位は、「お住まいがハザードエリアか」、「電源を要する医療的ケアが必要か」、「要介護認定の介護度」、「同居家族の有無」など本市が把握している情報を基に市で決定します。

令和7年度は、これまでの優先作成対象者に加え、「レッドゾーン以外のハザードエリアにお住まいで、要介護3以上や障害者手帳所持者で独居の方」や「ハザードエリア外にお住まいで人工呼吸器など電源を要する医療的ケアが必要な方」、約200名へ送付を予定しており、令和8年度以降についても、作成状況をふまえて、順次送付予定です。

これにより作成対象者が大きく広がることから、地域の理解と協力を得ることが益々重要となるため、先の答弁のとおり、市ホームページやもみじだより等を通じた周知啓発のほか、同意者名簿の提供先である関係団体等に対し、説明等を進めます。

なお、防災と保健・福祉の連携による地域共生社会の構築は、同意者名簿の平常時からの活用及び個別避難計画作成等を通じ、避難行動要支援者の安全確保と併せ、地域における顔の見える関係づくりや安心して暮らせる地域づくりの促進を図るものと認識しており、引き続き、取り組みを進めていきます。

以上でございます。

③－2

なお、個別避難計画作成は、その効果検証のための避難訓練の実施とセットで行い、訓練結果をもとに必要に応じたブラッシュアップ修正も必要であると考えます。また、このような取組みを全市的に拡げていくことで、すべての人が互いを尊重し、排除されることなく支え合いながら共に生きるインクルーシブ社会の構築に繋がるのではないかでしょうか。市の考えはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。（避難訓練と連動させること、訓練結果を、個別避難計画にフィードバックさせること、徐々に全市展開をはかることなど）

<答弁>

「避難訓練と連動した個別避難計画の見直し等」について、ご答弁いたします。個別避難計画の作成対象者にかかる避難訓練の実施等については、基本的に本人・家族・関係者等で自主的に行っていただく必要があると考えており、先の答弁のとおり、全市一斉総合防災訓練等を活用した、各家庭による避難経路の確認等を、引き続き広く呼びかけてまいります。

その上で、個別避難計画の作成が一定、進展した場合には、地域関係者による避難支援を想定したモデルケースとしての避難訓練の実施についても検討し、個別避難計画の充実を図ることにより、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域共生社会の構築をめざしてまいります。

以上でございます。

【最後の感想】

繰り返しになりますが、個別避難計画の作成は、作成すること自体が目的ではなく、作成過程による人との繋がりや、支援される人びとの理解を深めること、防災意識の向上とともに、地域共生社会づくりが期待できることです。

例えば、現状の市の案内チラシは、一色刷の事務的な内容になっていますので、この計画作成の目的が理解できない、あるいは難しい書類にしつかり目を通すことができなかったために、市に同意書を返送できなかった場合は、「計画作成の

希望がない」とみなされます。そのあたりも、見直しが必要であると考えます。

また、人材確保や育成のほか、丁寧な計画づくりを目指すなら、計画作成を支援する福祉専門員への相応な報酬見直しも必要ではないでしょうか。

なお先日の水道事業説明会に参加したところ、箕面市の防災計画の重要給水施設には、福祉避難所が選定されていないことを知りました。

この件については、今後、議論していきたいと考えています。

以上、色々と質問させていただきましたが、今後、市も前向きに進めてくださることを確認させていただきました。そのためには、人員配置も必要になってくると思いますので、よろしくご検討ください。私も一緒に汗をかいていく決意であることを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

その仕事量に鑑みて、相応な報酬が必要になってきます。併せて、ご検討いただきますようお願いいたします。

以上